

川崎市地域活動支援センター(B・C・D型)運営事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定める川崎市地域活動支援センター(B・C・D型)運営事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)に基づき実施する事業(以下「事業」という。)に要する費用に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 この要綱による補助金の交付対象は、前条における事業を実施する社会福祉法人等法人格を有する団体とする。

2 この補助金の対象となる地域活動支援センターは、川崎市地域活動支援センター事業選定委員会設置要綱(19川健精保第486号)に基づく川崎市地域活動支援センター事業選定委員会(以下「選定委員会」という。)で承認を受けた地域活動支援センターとする。

(補助対象及び補助額の算定方法)

第3条 この要綱により交付する補助金の額は、別表1の定める補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較して、いずれか少ない方の額とする。

2 第1項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 この補助金の交付の対象となる期間は、本市会計期間(4月1日から翌年3月31日まで)に行うものとする。

4 別表1で定める実利用人数とは、年間の延べ利用者数の合計を、年間の平日日数の合計で割り、年間の平均利用者数(小数点以下第1位を切り上げる)として算出するものとする。

5 前項で定める年間の平日日数とは、年度日数より、次の各号に掲げる日を除く日数の合計とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日

(3) 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(4) 夏季休暇に相当する5日間

(交付申請)

第4条 事業の補助金の交付を受けようとする者は、川崎市地域活動支援セ

ンター（B・C・D型）運営事業補助金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添付して、市長に申請するものとする。

（交付決定）

第5条 市長は、前条の申請を受理したときは、当該申請書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を調査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の決定は、川崎市地域活動支援センター（B・C・D型）補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第6条 補助金の交付条件は、次のとおりとする。

- （1） この要綱に基づき、補助金を適正に使用し、この目的以外に使用してはならない。
- （2） 申請時の事業内容や経費の配分等に大きな変更があるときは、速やかに市長に届出を行わなくてはならない。

（市内中小企業者への優先発注）

第6条の2 補助事業者等は、補助金等の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りではない。

- （1） 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。
- （2） その他市長が必要と認めるとき。

（交付方法）

第7条 補助金の交付方法は、次のとおりとする。

- （1） 法人の運営資金等の状況により必要と認められる場合は、補助金を概算払いで交付することができるものとする。
- （2） 補助金の交付は、予算執行の都合により分割して交付することができるものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者等は、当該年度の事業が終了した日から起算して、原則

7日以内に、次に掲げる書類を市長に報告しなければならない。

- (1) 川崎市地域活動支援センター（B・C・D型）運営事業補助金実績報告書（第2号様式）
- (2) 発注実績報告書
- (3) 入札（見積り）が行えないことに係る理由書

2 前項第2号に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとし、第6条の2の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

3 補助事業者等は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。

4 本条第1項第3号に定める入札（見積り）が行えないことに係る理由書については、第6条の2ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積を徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。

（額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告書を受理したときは、内容を審査し交付条件に適合すると認めるときは、第3条に規定する算出方法により補助金の額を確定するものとする。

（交付決定の取消）

第10条 市長は、補助事業者等が次のいずれかに該当するときは、補助金等の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等の交付の決定の内容、他の目的に使用したとき又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 第6条の2若しくは第8条の規定に違反したとき。
- (4) その他法令、条例又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。

(返還)

第 1 1 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

2 市長は、第 9 条の規定により補助金の額を確定した場合、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(帳簿等の整理)

第 1 2 条 事業の執行にあたっては、経理及び補助金の加算に関する帳簿、関係書類を備え、常に整備しなければならない。また、収支の証拠書類及び加算算定の根拠資料は、当該年度の事業終了後 5 年間保存しなければならない。

(報告及び監査)

第 1 3 条 市長は、必要と認めるときは、事業の実施者に対して、関係書類の提出及び報告を求め、事業内容を監査することができるものとする。

(委任)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

・ 運営費等補助金（新規に事業を開始する場合、D型に該当するものとする）

（単位：円）

地域活動支援センター 運営費補助金	補助金額	算定要件			補助対象経費
		定員	実利用人数	職員配置 (うち常勤人数)	
B 型	12,500,000	15名以上	12人以上	3名以上 (うち1名が常勤)	地域活動支援センターを運営する経費のうち、以下のものを補助対象経費とする。 ・指導職員の給与費・旅費・研修費 ・福利厚生費(指導職員に係る法定福利費及びこれに準ずるもの) ・報償費 ・需用費(消耗品費、光熱水費、燃料費、印刷製本費等) ・役務費(通信運搬費、振込手数料等) ・委託料(施設の警備、設備・備品のリース及び保守管理等に係るもの) ・自動車管理料(自動車の燃料費及び修繕、整備に係るもの並びに保険料、公租公課等) ・備品購入費(1件1万円以上の備品購入に係るもの) ・レクレーション・行事活動費 ・指導職員退職金・修繕費・移転費・備品購入費で積立を行うことが適当であると認められる経費 ・使用料及び賃借料 ・その他市長が特に認める経費
C 型	10,500,000	10名以上	8人以上	2名以上 (うち1名が常勤)	
D 型	9,500,000	5名以上	4人以上	2名以上 (うち1名が常勤)	

・ 加算（個別給付移行加算、新規設置費加算、家賃等賃借料加算を除き、全て前年度実績をもって加算金額を算定する）

（単位：円）

	加算金額	加算内容・加算基準 等
目標工賃達成加算	1,000,000	前年度実績で、通所者平均工賃月額15,000円を達成した場合に加算する。
就労移行支援加算	一人 1,000,000 (二人まで)	雇用形態に関わらず最低賃金以上の雇用契約を条件として6か月以上継続雇用された者がおり、指導職員が継続的に支援を行った場合に加算する。
重度障害者支援加算	一人 100,000(12か月) 一人 50,000(6か月)	重度の障害者(身障・精神手帳の1・2級、療育手帳A1・A2、身障3級かつ療育手帳B1、発達障害の診断を受けた方)を受入れた場合に加算する。
支援体制強化加算①	1,000,000	サービス管理責任者等の要件を満たし、個別支援計画の策定を行った場合に加算する。
支援体制強化加算②	一人 500,000 (二人まで)	常勤の有国家資格者等を配置した場合に加算する。
個別給付移行支援加算	4,000,000	個別給付事業に移行する場合、移行前最大2年間基準額に加算する。
新規設置費加算	2,000,000	同一の地域活動支援センターにつき、補助金申請初年度に1回のみ算定できる。
家賃等賃借料加算	家賃等賃借料×12か月(千円未満切捨て)	
	上限額	
	B型	2,000,000
	C型	1,800,000
D型	1,600,000	地域活動支援センター事業の用に供する施設に係るものとして、家賃等賃借料契約を行っている場合、年間の家賃賃借料又は上限額の少ない額を加算する。